

2025 年【前期】授業料免除申請の主な変更点について

2025 年 2 月 13 日 学生支援課

前年度からの主な変更点についてまとめています。

申請者は、自身の区分に該当する箇所を必ず確認した上で、申請してください。

	主な変更点	申請要領 参照元	[区分 1] 外国人留学生	[区分 2] 独立生計者	[区分 3] 一般学生
1	申請最終日の窓口での提出時間の変更について	p. 1、5	○	○	○
2	問い合わせ先・方法の変更について	p. 1、4、6	○	○	○
3	不備書類再提出期限の厳格化について	p. 4、5	○	○	○
4	様式 4 の記入方法について	p. 25	○	○	—
5	生活費の証明について	p. 37～40	○	—	—
6	健康保険証の取扱いについて	p. 2、3	○	○	—
7	本学学生寮入居者の住民票について	p. 3	—	△（寮生のみ）	—
8	様式 6 の提出対象者について	p. 2、27、28	△	△	△

1. 申請最終日の窓口での提出時間の変更について

申請受付最終日（2025 年 4 月 16 日（水））の窓口での提出時間が、以下の通り変更になりました。
受付期間後の申請は一切認めませんので、ご注意ください。

旧：受付最終日 17 時 15 分まで→ 新：受付最終日 13 時まで

2. 問い合わせ先・方法の変更について

結果通知までの問い合わせ先が、以下の通り変更になりました。

旧：scholarship@ad.hit-u.ac.jp→ 新：scholarship3@ad.hit-u.ac.jp

また、これまでは電話でも問い合わせを受け付けていましたが、今年度からはやり取りの記録を残すため、問い合わせは申請者本人からのメールでのみ受け付けます。

日本国外滞在中など特別な事情を除き、大学 Gmail（学籍番号@g.hit-u.ac.jp）で問い合わせてください。

3. 不備書類再提出期限の厳格化について

申請時に全ての書類を提出することを原則としていますが、やむを得ない事由により一部の書類を提出できなかった者について、再提出期限までの再提出を認め、再提出された書類も考慮に入れて選考を行っています。

しかし、再提出期限を守らず、遅れて提出する申請者が多数いるため、以下の措置を実施することになりました。

①再提出期限以降に提出された書類は、受理しません。

②再提出期限までに不備書類を提出しなかった者に対しては、書類不備者として扱い、審査の対象から外します。

③再提出期限以降の書類の不提出に対して、督促・連絡は行いません。

※ただし、①～③の場合にあっても、再提出期限までに提出できない相当の理由があり、かつ再提出期限までに学生支援課へ連絡・相談をしてきた者については、申請を認める場合があります。

※授業料免除に関する連絡は、全て大学 Gmail（学籍番号@g.hit-u.ac.jp）を使用しますので、定期的
に確認してください。

4.（様式 4）「経済状況報告兼申立書」の記入方法について

記入方法として、以下の事項が追加となりました。

以下の事項を全て満たさない場合は、審査の対象となりませんので、ご注意ください。

- ① 一般の常識的生活を維持する収入(年最低 103 万円)を前提として記入してください。
- ② 「支出」1～8（「9 その他」以外）において、空欄もしくは記入額が 0 円の場合は、申請を受け付けません。
- ③ 収入 $\geq$ 支出が成立していることがわかるように記入してください。
- ④ <[区分 1]外国人留学生の申請者のみ>
事前に （様式 13）「生活費に係る申告書」を確認してから記入してください。

5. 生活費の証明について

[区分 1] 外国人留学生の申請者は、以下の提出が必須となりました。

- ① （様式 13）「生活費に係る申告書」
- ② 生活費に関する証明書類（住居費・光熱水費の支払い額を証明するもの）

※ルームシェアをしている場合は、（様式 14）「ルームシェアに係る費用の申告書」と同居人の住所がわかる身分証明書の写し、賃貸借契約書を交わさずに住居費等を支払っている場合は、（様式 15）「住居の契約に係る申告書」の提出が必要です。詳細は申請要領をご確認ください。

6. 健康保険証の取扱いについて

2024 年 12 月より健康保険証の新規発行が停止されたことに伴い、代替として以下の提出を求めます。

[区分 1] 外国人留学生

→ 世帯全員分の住民票（発行 3 か月以内の原本）

「この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する」の文言が印字されているもの

[区分 2] 独立生計者

→ ① 令和 6 年度の父母等の所得・課税証明書（市区町村発行/発行 3 か月以内の原本）

② 父母等の源泉徴収票の写（前年分）、父母等の確定申告書（第一表、第二表）の写（前年分）のいずれか

※所得税法上の控除対象配偶者に関する書類は不要です。

（例：父が母を扶養している場合、父の課税証明書と源泉徴収票のみ提出。）

※ [区分 2] 独立生計者の申請資格が認められる場合、父母等の収入は家計評価に含まれません。

7. 本学学生寮入居者の住民票について

〔区分 2〕独立生計者の本学学生寮入居者は、本人分の住民票の提出を省略できるとされていましたが、今年度より**住民票**（発行3か月以内の原本、「この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する」の文言が印字されているもの）の提出を求めます。

※4月1日時点で父母等の住所から住民票が移されていない場合は、独立生計者として認定しません。

8. (様式6)「大学院学生の学業優秀証明書」の提出対象者について

経済学研究科修士課程と**法学研究科**の学生は、(様式6)「大学院学生の学業優秀証明書」の提出が**不要**となりました。

今年度より、(様式6)の提出が**不要**な研究科・課程は以下の通りです。

- ・経営管理研究科経営学修士コース（経営分析プログラム、経営管理プログラム）
- ・経営管理研究科国際企業戦略専攻
- ・**経済学研究科修士課程** ←今年度より追加
- ・**法学研究科** ←今年度より追加
- ・法科大学院
- ・国際・公共政策大学院

※上記に該当しない研究科・課程の学生は、提出が必要です。

＜本件問い合わせ先＞

※やりとりの記録を残すため、必ず**申請者本人**がメールで問い合わせてください。

一橋大学 学生支援課 奨学事業係（平日 8:30～17:15）

メール：scholarship3@ad.hit-u.ac.jp

郵送先：〒186-8601 東京都国立市中 2-1